

昭和四九年商法改正と法制審議会商法部会小委員会
(十三ノ一) -民事局参事官室試案修正案をめぐって-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学法律研究所 公開日: 2016-09-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 三枝, 一雄 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/18194

【資料】

昭和四九年商法改正と法制審議会商法 部会小委員会 (十三ノ一)

—— 民事局参事官室試案修正案をめぐって ——

三 枝 一 雄

目 次

はじめに

第一 問題提起

一 本日の審議の基本方針

二 試案修正案の説明

三 問題の提起

第二 審議

一 監査費用

二 監査役監査報告書の記載事項 (以上本号)

はじめに

前回の公認会計士協会の意見の審議に続いて、昭和 44 年 1 月 13 日法制審議会商法部会小委員会第一三回会議が開催され、鈴木小委員長のほか金子、黒沢、新谷、田中、原の各委員および青山、浦野、草島、田辺、味村の各幹事が出席し、当日提出された「株式会社監査制度に関する民事局参事官室試案 (修正後)」(商法部会小委員会資料 19) (法務大臣官房司法法制調査部「法制審議会商法部会小委員会第十三回会議議事録」44～53 頁所収) を下に審議が行なわれた。ちなみに、この試案 (修正後) は、前回までに出された経済界からの批判や本小委員会や企業会計審議会等で出た意見等を取り入れたものであった。

第一 問題提起

一 本日の審議の基本方針

まず、鈴木小委員長は、この日の議事進行に関し、小委員会の出席状況からみて、小委員会で案を堅めて、部会へ自信のあるものを持って行って通すというふうな訳にはいかないの、是が非でも今年一杯にやり、今国会に間に合わせなければならないというふうには必ずしも考えなくてもいい、できるだけ早い機会に未確定の状態で部会へもっていくというふうなことをやらざるを得ないのではないか、そういうことを含んで、今日の議事を進めたい、との意向を示した。

「きょう『民事局参事官室試案修正案』というものをここへ出してありますが、これは法務省としてもここまで修正することはやむを得ないということを実悟したのだと思います。それだけで足りるのかどうかということはおそらくいろいろな御意見があるのだらうと思いますが、私のいまの感じでは小委員会でこのようにお集まりがあまりよくないという状態で、いままでやっていたように小委員会で案をかためて、部会へ自信のあるものを持って行って通すというふうなわけには、なかなかいかないのではないかという感じがいたしますので、できますればきょうこの試案の説明のようなものを聞きまして、それについて修正案の立場において、こここのところを直したらいいだろうといったようなところがありましたらやっていただいて、これ以外にいろいろ問題がりますところ、これでも困ると思うようなところがありますものは部会へかけて一緒に議論していただくほかないんじゃないかという感じがするわけで、結局一月にもう一回小委員会を開きまして、小委員会をあげて部会へもっていく。そういう関係からいたしますと、部会の方は三回とか四回とかやらなければ片がつかないのではないかという感じがいたします。はたしてそれで今国会に間に合うかどうかという問題もございませけれども、間に合わなかったら間に合わないでしかたがないのではないか、ということでベストを尽くしてみるということでやるほかありませんし、またかりに今国会に出さないということになれば、来年までにはもつと取締役の規定についても、直すべきものを直すとか、それでさらにからんでくるのならば、多分総会のほうの規定も直してもいい

いし、あるいはまた経団連から最近たくさんいただいておりますような問題を、間に合えば検討してそれに織り込むということも、考えられるわけでございますから、是が非でもことしいっぱいにやらなければ今国会に間に合わせなければならぬというふうに必ずしも考えなくてもいいのではないかというふうに私個人は考えてきているわけです。法務省のほうの意向も考え合わさなければならぬわけですが、事実の問題として、どうしてもそこにとどまるほかないんじゃないのかなあというふうな感じを持っておりますが、いずれにいたしましても、これは今日急に右か左かを決める必要もないので、進行工合に応じて考えていけばいいのではないかと思います。つまり、それは進行のやり方に関係してくるわけで、小委員会でこれならば小委員会はみな賛成だというふうな案を、作成することがどうもできにくいというふうな状態にあるような感じがいたしますので、できるだけ早い機会に未確定の状態でも部会へもっていくというふうなことをやらざるを得ないのではないかというふうに思っておりますので、そういうお含みできようの議事を進めさせていただきたいと思っております。

それでは試案修正案について幹事から説明をしてもらいます。」（前掲速記録 1～2頁）

二 試案修正案の説明

この鈴木小委員長の指示を受けて、味村幹事は、第十二（中間配当、同速記録 31頁以下）と第十三（財産目録及び付属明細書、商法部会資料 10）を除き、この試案修正案の詳細な説明を行なった。その内容は、取締役の自己取引の承認権（民事局参事官室試案第一の十一）、監査役候補者の指定（民事局参事官室試案＜修正後＞第四の二）指名権、監査役の報酬（同第六）、監査に要すべき費用（同第七）、監査役の監査報告書の記載事項（同第八）、監査機関等（同第九）会計監査人の選任についての監査役の同意（同第十一の二）、会計監査人の欠格事由（同第十一の三）、会計監査人の解任についての監査役の同意（同第十一の五）、会計監査人の取締役の法令、定款違反行為についての監査役への報告義務（同第十一の八）などの諸点に及んだ。

「お手元に差し上げました一月・〇日付けの修正案について御説明いたします。

なお第十二と第十三でございますが、これは別の問題でございますので一応あと同様にいたしまして、それを除きました部分について御説明いたします。

この修正案は従来の小委員会の御審議の経過を参考といたしまして私どものほうでつくったものでございます。大体こういうふうにしたらいいじゃないかという小委員会の大勢のきまりましたものはそれに従いましたし、どちらとも結論の出ないものも私どもの意見で修正をしたところもでございます。

最初が第一の第十一項を削る。これは取締役の自己取引の承認権限を取締役会から監査役に移すという試案を修正いたしまして、もとどおり取締役会の権限事項にしておこうということでございます。これは小委員会でいろいろ御議論がございましたが、自己取引の承認ということには自由裁量がかなり入るものでございますし、また承認した結果は現行法でございますと、取締役というかなり多数の方が連帯責任を負うようなことになっておりますので、そのほうが監査役に承認権限を与えるよりは会社の保護になるのではあるまいかということから現行法どおりということにはいかがかと思うわけでございます。

その次は監査役を選任につきましての改正でございます。監査役の任期と監査役候補者指定権につきましては主として経済界のほうから御批判のあったところでございますが、小委員会では必ずしもどうという結論が出ていなかったように思います。

そこでこの案では一応ここがございます三項『監査役が前項の指定をするにはその過半数の決議があることを要する』というのをつけ加える。この前項の指定と申しますのは、監査役が取締役会できめました取締役候補者に異議がありますときに自分で別の人を候補者に指定をするということで試案では各監査役がそれぞれ指定できるようになっていたわけでございますが、それを監査役の過半数の決議をしてはじめて候補者の指定ができると、してはどうだろうか。監査役会という合議体はつくりませんけれども、監査役全員のうちの過半数の決議ということではじめて指定ができる。取締役のほうで監査役候補者を指定いたしますのも取締役会の決議ということで過半数でするわけでありまして、それに対応して監査役の過半数の決議でもって指定をするということにすれば、やめていただくのが当然だというような監査役があらためてまた自分を指定していつまでも淘汰がされないという試案に対する経済界からの批判にもこたえることができるのではあるまいかというこ

とから、こういう形で修正をしてはいかがであろうかと思つたわけでございます。

第六の第二項は監査役の報酬でございますが、これにつきましては試案では各監査役の報酬の額を監査役の協議できめますが、きまらない場合は平等だという規定がございましたが、平等というのはあまりに機械的過ぎるという御批判が多うございましたので、その部分を削りまして監査役の報酬の額は監査役の協議をもって定めるということにとどめようということでございます。したがいまして協議がきまりません場合には、いつまでも報酬がもらえないということになるわけでございますが、そういうようなことはないであろうということで、この程度にしてはどうかということでございます。

第七の第一項の中で『監査に要すべき費用』を『監査役の職務の執行に要すべき費用』に改める。これは『監査に要すべき費用』というのがばく然としているわけでございますが、監査のための調査に要する費用だけのような感じも受けますので、むしろ監査役の職務を執行するのに要する費用全部なのだということをもう少しはっきりさせてはどうだろうかということでございます。

第八は監査役の監査報告書の記載事項でございます。監査役の監査報告書の記載事項は会計監査人の監査報告書の記載事項と密接な関連があるわけでございます。大蔵省のほうの企業会計審議会で会計監査人のほうの監査報告書の記載事項につきましていろいろ御審議をいただいてその御意見が出ておりますのでそれを取り入れる線で進めたわけでございます。法律的に取り入れた場合にこうなるのではないかとということで企業会計審議会の意見の表現どおりにはなっておりませんが、大体その御意見に従って会計監査人の監査報告書の記載事項をきめよう。そうすると、当然監査役の報告書の記載事項にもはね返ってまいりますので、そのはね返りを書いたということでございます。ごちゃごちゃ書いてございますが、監査役の報告書の記載事項となりますものは、この修正案の（一）、（二）、試案の（六）、（七）、（八）、（九）となるわけでございます。なお（七）については若干修正がございます。

順次説明いたしますと、修正案の（一）は三つに分かれておりまして（二）も三つに分かれております。（二）は貸借対照表と損益計算書、これは監査の中心になるわけでございますが、その内容につきましての監査意見の結論というものをまとめたわけでございます。（一）はその貸借対照表、損益計算書の内容に関します意見に達するまでの経緯と申しますか、そういうものを一応まとめたというつもりで

ございます。

(一)の(1)は監査役が会計について行なった監査の方法の概要ということでございまして、これは試案の(一)の一番最初の部分と変わりがございません。

企業会計審議会の御意見では会計監査人が実施した監査の概要というのを記載事項にしろとなっているわけですが、実施した監査の概要と申しますと、監査全般についての概要だという感じもいたしますが、中身をお聞きますと、それは監査の範囲、つまり監査をいたしました対象である財務諸表の範囲と、どういふふうにして実施したかという監査の方法と大体この二つに分けられるように思います。貸借対照表、損益計算書について監査をするのだということは法律上当然のことでございますので、特に法律では書く必要がないだろうと思います。そういうわけで、(1)は監査役が会計について行なった監査の方法の概要という試案の従来¹の表現を踏襲したわけですが、特に企業会計審議会の御意見に食い違うということはないと思っております。

(2)は、監査のため必要な調査を行なうことができず、又は取締役から監査のため必要な報告を得なかったときは、その旨及びその理由、試案では財産目録及び商法三二条の帳簿の記載の正確性について行なった調査の方法並びに取締役から監査のため必要な報告を得たか否かということの特²に記載しろとなっております、常にこれを記載しなければならないことになっているわけですが、そういうことをするのはあたりまえだからむしろ必要な調査ができなくなった場合だけ書けばいいじゃないか。必要な報告ができなかった場合だけ書けばいいじゃないか。そういう趣旨でございます。

企業会計審議会の御意見も必要な監査手続を実施できなかった場合にはその旨及びその理由となっております、大体似たような趣旨だと思います。ただ監査手続という表現があまり法律的に熟しておらないものですから、監査のために必要な調査だとか、報告を受けるとかそういうことであろうということで、この修正案のような表現にいたしました。

(3)は商法第三二条の帳簿及び財産目録に記載すべき事項の記載がなく、若しくは不実の記載があるとき、又は貸借対照表及び損益計算書の記載が同条の帳簿又は財産目録の記載と合致しないときは、その旨。

これも試案ではこういう帳簿なり財産目録の記載が正確かどうかとか、それが貸

借対照表、損益計算書の記載と合致しているかどうかということとを全部記載事項にしてあったわけでありませんが、そういうことを調べるのは当然なので、そしてまたそれが正確であるかとかあるいは合致しているということは普通の事態なのだから、合わない場合あるいは不正確な場合だけ書いたほうがいいじゃないかということで、企業会計審議会の御意見もそのようでございます。それに従って修正をしたわけでございます。

（二）は先ほど申し上げましたように、貸借対照表と損益計算書の中身につきましての結論でございます。

試案では貸借対照表と損益計算書の内容記載方法その他の様式、法令及び定款に適合しているかないかということだけであったのでございますが、企業会計審議会の御意見では、貸借対照表と損益計算書が法令及び定款の規定に従って作成され会社の財政及び損益の状態を適正に表示しているかないかを記載事項にしることとなっております。

しろうとから見て法令、定款の規定に合っているかどうかということよりむしろそれが会社の財政損益の状態を適正に表示しているかどうかということをはっきりいってもらうことが大切だということが企業会計審議会の御意見だと了解しております。

私どもは法令、定款に従っておれば、会社の財産、損益の状況を適正に示しているのだという考えは一応申し上げたのですが、しかし見るほうからいえば会社の財産、損益の状況を正しく示しているかどうかということについての判断が監査報告書に記載されていることが大切だという御意見でございますので、それに従いまして（二）の(1)では貸借対照表及び損益計算書が法令及び定款にしたがって会社の財産及び損益の状況を正しく示しているときは、その旨。それから違反がありまして正しく示していないときはその旨とその違反の内容というのを記載事項にしてはいかがかというふうに考えたわけでございます。

（二）の(3)は従前の(5)と同じでございます。

先ほど申し上げましたように、試案のほうの六は生きております。

七の利益処分案でございますが、これにつきましては、利益処分案が法令、定款に合っているかどうかということについて記載するという事は御異論がございませんけれども会社の財政状況その他の事情に照らして不当であるときはその旨

というのは削れという御意見もかなり各界からあるわけでございます。非常に不当かどうかということは判断のむずかしい事項であろうと思われま

す。しかし他方におきまして、監査役の一般的な職務といたしましては、試案の第一の五で監査役は取締役が株主総会に提出しようとする議案及び書類を調査して法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当と認められる事項があるときは株主総会に意見を報告しなければならないとなっておりますので、これと合わせますという

と、利益処分案も著しく不当であるときはその旨を報告していただくのが適当であろうということで試案の(7)には著しくというのを不当の上につけ加えましては

いかがかということでございます。あとは変わりがございません。

第九でございますが、これは会社の実務的な問題、主として取締役会が計算書類を作成する期間が四週間では短か過ぎるという御意見がございました。

そこで小委員会で御議論していただいた結果を大体盛り込んで作ったわけでございます。見出しを『監査期間等』としましたのは、第九の二項を改めまして基準日の制度についての改正案を設けましたので『等』とただけのことであります。

考え方といたしましては、試案の中で定時総会を決算期後三月以内に開催しなければならんというこの規定をやめまして、定時総会と決算期の間が三ヶ月でなければならんというふうに法律で定めることはやめまして、現在基準日は株主又は質権者として権利を行使すべき日の前二月内に定めることになっておりますが、それを三月に延ばすということにいたしますと決算日が基準日となり権利を行使するのが定時総会となりますので、この基準日を三ヶ月ということにすることによっておのずから定時総会と決算期の間が三ヶ月になるだろうから、このようにしてはどうかということでございます。

そして、又このように定時総会を決算期後三月内に開催するというように定時総会の日を決算期から起算して何日目というようにきめないで、基準日制度にまかせようということになりました結果、今度は取締役が監査役に計算書類を提出する期間を総会の開催日から逆算するという形にいたしました。つまり第九の第一項中『決算期後四週間内』を『定時総会の会日の七週間前』というふうに改めたわけ

でございます。大体試案でございますと、決算期から定時総会まで三ヶ月あり、三ヶ月といえますと大体十三週間ございますので、十三週間の七週間を引き去りますと六週間ということになりますので、取締役が計算書類を監査役に提出する期間は

体決算期から六週間あるということになるわけでございます。

ただこれは一般の会社の、つまり大会社以外の会社の話でございまして、大会社の場合はそれからマイナス一週間ということになりまして、大体五週間になります。

そうなりますと大会社では、定時総会の会日の七週間前のうち、監査役が見ますのに四週間かかりますし、総会の招集通知に二週間かかりますので六週間とられてしまうわけでありまして、したがって招集通知を発送するための準備期間というのは一週間しかないわけでございますので、この一週間に招集通知を印刷したり発送したりする事務がとれるかどうかということは大きな会社では相当問題になる点があるかと思いますが、そこは取締役会のほうで計算書類をもう少し早めに監査役に出していただくとか、そういうことで融通がつく余地が残っているわけでございますので、こちらのほうが試案よりは若干の融通性があるのではなかろうかと思っております。

それ以後は大会社の特例につきましても修正点でございまして、第十一第二項1中『監査役』の下に『の過半数』を加える。これは会計監査人の選任につきましても監査役の同意、これにつきましても監査役の過半数の同意が必要なのだとということをお明らかにしようということでございます。これは前の小委員会で御議論いただいたわけでありまして、大体過半数あたりの御意見が有力であったように存じます。

第十一第三項の修正は会計監査人の欠格事由についての修正でございます。試案をつくり出すときにもこのような欠格事由全部を商法に盛り込むかあるいは公認会計士法にまかせるかということはペンディングにしてあったわけでありまして、企業会計審議会のほうでは公認会計士法を合理的に改正して業務制限事由を合理的にするということをお条件にいたしまして、特に必要がない限りは商法から公認会計士の欠格事由は落としてもらいたいという御意見が出ておりますので、その線に従いまして修正いたしました次第です。

その結果残りますものは試案の第十一の三の一号の『会社、その支配会社若しくは従属会社の取締役、監査役若しくは使用人』というところと六号の『懲戒処分により業務を停止されている者』、七号の『社員の半数以上が前各号に掲げる者である監査法人』であります。残ったものはいずれもこういった人が会計監査をやるとするのは、およそ監査の本質上おかしくないかということから、本質的におかしいものだけは商法上だめなのだとおっしゃることをはっきりさせておこうということで、

あとは全部公認会計士法のほうにまかせてはどうだろうということでございます。

第十一の第四項の後段を削り、同項に次のとおり加える。

2 前項第一号及び第二号に掲げる者は、会計監査人の職務を行なうことはできない。

これは単に字句の修正でございまして、試案の第十一の第四項では監査法人が会計監査人に選任されましたときは、その社員のうちで会計監査人の職務を行なうべきものを指名して会社に届け出るということになっておりまして、この場合には欠格事由のある方は指名できないと書いてあったわけでございます。指名することができないと書いてありましたので、これは指名の要件なのか。指名したあとでその指名された人が欠格事由に該当するようになった場合どうなるのかという疑問が出てまいりますので、指名されたあとでそういう欠格事由に該当したらその後は会計監査人の職務を行なうことができないのだということをはっきりさせようというだけのことであります。

次の第五項の改正はまず会計監査人の解任につきましての監査役の同意を選任の場合と同じように監査役の過半数の同意が必要なのだということをはっきりさせようということでございます。

さらに解任された会計監査人の意見陳述権を加えました。意見陳述権といえますと強い感じを与えますけれども、読んでみますと、『解任された会計監査人が前項の株主総会の三日前に自己の解任についての意見を書面をもって会社に通知したときは、会社は、株主総会においてその意見を報告しなければならない。』これは公認会計士協会からの要望もあったわけですが、解任された場合は会社のほうが株主総会でもって解任したということとその理由を総会で報告することになるわけです。理由まで報告をするということになりますと、あまり不当なことを会計監査人としていわれても困るだろう。やっぱり会計監査人の意見も総会で出てくるという方法を講じておく必要があるのではないかとということでこのような修正を加えてはいかがかということでございます。

第十一の第七項でございますが、これはごちゃごちゃ書いてございますが、第七の1は第九の監査期間の修正に合わせまして、大会社の場合に取締役が会計監査人に計算書類を提出いたします期間を修正したものでございます。従前は『決算期後四週間内』となっておりますが、それを『定時総会の会日の八週間前』と一般の

会社より一週間延ばしたわけでございます。この結果先ほど申し上げましたように大会社の場合は大体計算書類を作成する期間が五週間程度の余裕があるということになろうかと思えます。

第十一の第七項の2のほうは、会計監査人の監査報告書の記載事項の修正でございまして、先ほどの監査役の報告書の記載事項と合わせたわけでございます。

その結果、会計監査人の記載事項として残りますものは、試案の第十一の第七項2の一号の中で会計監査人が行なった監査の方法の概要と、それから、修正案のなかの監査役の報告書の記載事項を見ていただきまして、そのうちの（一）の(2)と(3)と、（二）の(1)と(2)及び試案第十一項第三項の第四号の利益処分案が法令、定款に合っているかどうか、これだけになります。

監査役の報告書に合わせた部分につきましては先ほどの説明で御了解いただきたいと思うのですが、一つ違いますのは、会計監査人のほうは営業報告書についての記載を行なわないということになっております。これも企業会計審議会でそういう御意見が出されております。営業報告書の書き方というのは千差万別でございまして、ことに意見にわたる部分も少なくございませんので、会計監査人の監査になじまないという部分があるから営業報告書のほうは削ってもらいたいということだと了解しておりますが、その御趣旨に従いまして試案の中の営業報告書中会計に関する記載は真実であるかいなかということは会計監査人の監査報告書の記載事項から落とすということにしております。

その次の第十一第七項5の修正は会計監査人の報告書の記載事項と監査役の記載事項を前述のように改めましたので、それに伴いまして整理しただけのことです。

第十一の第八項1の改正は、会計監査人がその職務を行なうに際しまして、取締役の職務遂行に関して法令又は定款に違反する事実があることを発見したときは監査役に報告しろというのが試案になっていたわけでございますが、軽微な法令違反というようなものを会計監査人が発見する場合もちよくちよくある。そういうのを一々監査役に報告するのでは煩にたえないというような御意見もございまして、重大な場合だけにしぼってはどうかということでも重大な場合、つまり不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときだけ報告をして下さい。こういう規定にはいかがであろうかというこ

とでございます。

なお、申し落としましたが、監査報告書の記載事項の中で、実は企業会計審議会のほうから財産目録は削除しろというような御意見がございます。

それに伴いまして監査報告書の記載事項も若干変わってくるわけですが、その点は第十三のところでは御議論をいただくということにしまして、説明は省かせていただきます。」(同速記録 2～14 頁)

この説明により、小委員会や企業会計審議会で出された財界、大蔵省、公認会計士協会等の先に公表した民事局参事官室の改正試案に対する修正意見、批判にしたがって改正したことが明らかにされた。

三 問題の提起

この説明を受けて、鈴木小委員長も、第十二(中間配当)、十三(財産目録の廃止等)は時間の関係上次回に譲る一方、それ以外の提起された問題も、この修正案を受け入れるとしてもこの点はおかしくないかというということについて審議願いたいと当日の審議方針を示す。と同時に、取締役の自己取引の承認、取締役会の提案する監査役候補者に異議ある場合における別の候補者指定に関する監査役の決議などにつき、若干の疑義を提起した。

「要するに十二、十三というものがはじめて小委員会に提出され、あるいは十二はちょっとやったことがあるのでございますけれども、詳細を議論するようなことははじめてになるわけでございますが、これはいまから一時間しかございませんので、とてもそこまでいかないと思いますので、次の機会に譲らせていただくということにいたしまして、いま出てまいりました諸点についてこのほかにも問題はいろいろあると思いますが、それに立ち入ってはとてもやる時間がございませんので、いわば修正案をかりに受け入れるとしてもこの点はおかしくないかというふうなことについて御審議していただくのが本日のところとしては妥当ではないのかという感じがいたしますが、はなはだもの足りないと思われるのでございましょうが、そういうことできょうはやっていただきたいと思います。

十一にもいろいろ御意見がございましょうが、とったほうがいいのではないかと

いうふうな御意見が小委員会では第一の十一は多かったように思いますので、これはこれでよろしゅうございましょうか。何にも書いていないということはいままでどおり、あるいはその上取締役会の承認というふうなものは命的なものなのか、効力的なものなのか。あるいは効力的なものとしても善意の第三者に対抗できないというふうなものなのか。そういうふうなことは法律を書いてまいります段階においてまかせるといふようなことで御意見があれば、そういうものを法務省としては法律をつくります場合の心得として必要になるわけでありませうけれども、いままでの考え方と違うのだという意味で削除ということではよろしゅうございましょうか。よろしゅうございましょうかといっても、何か特にございましたらば伺うということにいたします。

おそらくそのほかにも問題はいろいろございましょう。第三の任期などについても議論は分かれるだろうと思いますが、第四のところの第三項が新たに加わるわけではございますが、ただ感じからいいますと、ここのところではいやに項を改めて書いているのに、うしろのほうにくると簡略しちゃって『監査役の過半数』とただポカンとやっちゃっているわけですね。その上にさらに詳しくしようというのなら監査役が二人以上ある場合にはということにならないとおかしいのかもしれないし、だから簡略にしてしまうのならはじめから監査役の過半数の決議によって候補者を指定し、その旨及びその理由というふうな形にしてしまうことも考えられると思うんですね。とにかくほかと平仄が合わないような感じがいたしますね。」（同速記録 15 頁）

この鈴木小委員長のこの疑義を受けて、味村幹事と鈴木小委員長の間で次のように議論がされた。

味村幹事「ちょっと書きにくかったものですからこういうふうに書いただけのことでございます。」（同速記録 15 頁）

鈴木小委員長「その決定の一週間以内に・・・そうか。」（同速記録 15 頁）

味村幹事「最初にも、二『監査役は』とあるものですから・・・。」（同速記録 16 頁）

鈴木小委員長「その過半数の決議をもって候補者を指定し」と『その』がま

た上にもあるか。『監査役の』を重ねたってかまわないんだな。

第六もこういう意見が多かったような感じも持ちます」(同速記録 16 頁)。

第二 審議

以上の審議の方針にしたがい、ついで個別事項につき、審議が行われた。

一 監査費用

民事局参事官室試案第七 監査費用

- 一 会社は、株主総会の決議をもって、監査に要すべき費用の額を定めなければならない。
- 二 監査役は、前項の株主総会において、同項の額について意見を述べることができる。
- 三 監査役は、何時でも、第一項の額の範囲内において、会社に対し監査費用の支払を請求することができる。
- 四 監査役は、第一項の額をこえる費用を必要とするときは、会社に対しその額及びその理由を記載した書面をもって、その支払を請求することができる。
- 五 監査役は、支出した監査費用の明細を会社に通知し、会社は、計算書類付属明細書に監査費用の明細を記載しなければならない。

民事局参事官室試案(修正後)第七 監査費用

- 一 会社は、株主総会の決議をもって、監査役の職務の執行に要すべき費用の額を定めなければならない。
- 二 監査役は、前項の株主総会において意見を述べることができる。
- 三 監査役は、何時でも、第一項の額の範囲内において、会社に対しその職務の執行に要すべき費用の支払を請求することができる。
- 四 監査役は、その職務の執行のため第一項の額をこえる費用を必要とするときは、会社に対し、その額及びその理由を記載した書面をもって、その支払を請求することができる。

五 監査役は、支出した費用の明細を会社に通知し、会社は、計算書類付属明細書にその明細を記載しなければならない。

（同速記録 47～48 頁）

鈴木小委員長は、試案が監査のための調査に要する費用だけでなく、監査役の職務を執行するのに要する費用全部であるとの趣旨をはっきりさせるために、「監査に要すべき費用」を「監査役の職務の執行に要すべき費用」と改めた（同速記録 4 頁）ことに関し、その試案の文言につき検討の必要性を指摘した。

「第七は、この構想自身について議論があったわけですが、試案の構想をかりに生かすとすればこのほうがましだろうと思いますね。ただ四項が監査費用という字が依然として生きているのは頭隠してしり隠さずのような感じがするので、『監査役は職務の執行のため第一項の額をこえる費用を必要とするときは』とか何とかしないとおかしいんじゃない。」（同速記録 16 頁）

この点につき、味村幹事は、監査費用という言葉は、全部監査役の職務執行に要すべき費用というつもりで書いたが、要すべき費用である場合と要する費用とがあるもので、書き分けたのだと釈明した。

「あとの監査費用というのは全部監査役の職務執行に要すべき費用だというつもりで三項にも五項にも全部出ているものでございますので、要すべき費用である場合と、要する費用とございますので、ちょっと書き分けて・・・。」（同速記録 16 頁）

この説明を受けて、鈴木小委員長は、その趣旨は理解したが、三の場合については、監査のために必要な費用の支払を請求することができるというのは何かちょっとおかしいし、また五の場合については、監査をとってしまってもいいのではと疑義を述べた。

「そうか。そういうつもりか。だけど疑問があるとするならば、たとえばその取締役に対して訴えを起こさなければならんといっているような費用は監査費用

じゃないんだね。一番疑問なのは、まだ三の場合は監査費用とっていいのかもしれないけれども、狭いほうだといってもいいのかもしれない。監査のために必要な費用の支払を請求することができる。何かちょっとおかしいような感じがするんだな。五なんていうのは監査をとってしまってもいいんですよね。費用の明細を記載しなければならないといったってかまわないんだ。」(同速記録 16 頁)

この指摘を受けて味村幹事は、表現はまた考えてみたいと検討を約束した。

「そうですね。ここは監査に要すべき費用というのは、監査役の職務の執行に要すべき費用だということを明らかにしたという程度のつもりでございまして、表現はまた考えてみたいと思います。」(同速記録 17 頁)

二 監査役監査報告書の記載事項

民事局参事官室試案第八 監査役の報告書の記載事項

監査役が定時総会に提出すべき報告書には、次の事項を記載しなければならない。

- (一) 監査役が会計について行なった監査の方法の概要、特に財産目録及び商法第三十二条の帳簿の記載の正確性について行なった調査の方法並びに取締役から監査のため必要な報告を得たか否か。
- (二) 財産目録及び前号の帳簿の記載が正確か否か。
- (三) 貸借対照表及び損益計算書の記載が財産目録及び第一号の記載と合致するか否か。
- (四) 貸借対照表及び損益計算書の内容及び記載方法その他の様式が法令及び定款に適合しているか否か。
- (五) 商法第二百八十七条ノ二の引当金が設定されているときは、その設定が必要か否か。
- (六) 営業報告書の内容が真実であるか否か。
- (七) 準備金及び利益又は利息の配当に関する議案が法令及び定款に適合しているか否か並びに会社の財政状況その他その旨の事情に照らして不当であるときはその旨
- (八) 監査役が会計以外の業務について行なった監査の方法の概要。

- (九) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大事実があるときは、その事実

民事局参事官室試案（修正後）第八 監査役の報告書の記載事項

監査役が定時総会に提出すべき報告書には、次の事項を記載しなければならない。

- (一) (1) 監査役が会計について行なった監査の方法の概要
(2) 監査のため必要な調査を行なうことができず、又は取締役から監査のため必要な報告を得なかったときは、その旨及びその理由
(3) 商法第三十二条の帳簿及び財産目録に記載すべき事項の記載がなく、若しくは不実の記載があるとき、又は貸借対照表及び損益計算書の記載が同条の帳簿又は財産目録の記載と合致しないときは、その旨
(二) (1) 貸借対照表及び損益計算書が法令及び定款にしたがって会社の財産及び損益の状況正しく示しているときは、その旨
(2) 貸借対照表及び損益計算書が法令及び定款に違反し会社の財産及び損益の状況を正しく示していないときは、その旨及びその違反の内容
(3) 商法二百八十七条ノ二の引当金が設定されているときは、その設定が必要か否か。
(三) 営業報告書の内容が真実であるか否か
(四) 準備金及び利益又は利息の配当に関する議案が法令及び定款に適合しているか否か並びに会社の財政状況その他の事情に照らして著しく不当であるときはその旨
(五) 監査役が会計以外の業務について行なった監査の方法の概要
(六) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があるときは、その事実

(同速記録 48～49 頁)

(一) 引当金の設定

1 問題提起

鈴木小委員長は、大蔵省の企業会計審議会での、会計監査人の監査報告書の記載事項についての審議結果を受けて、監査役の監査報告書記載事項を修正した試案第

八（同速記録 4 頁）のうち、引当金の設定（第八（二）(3)）の問題を取り上げ、これは会計監査人の方の問題かと質した。

「一番問題の多いのは第八だろうと思いますが、ことにこれと会計監査人の報告書の記載の各事項との関係というものに相当問題があるような感じもするわけで、いま伺ったところでは引当金の問題は、これは監査役のほうになるので、会計監査人のほうではないということですか。」（同速記録 17 頁）

2 引当金設定の適法性と必要・妥当性

これに対し、味村幹事は、引当金の設定の違法性は会計監査人の監査範囲に入るが、設定目的の妥当性・設定の必要性は会社業務全般の観点から見なければならないので、会計監査人に期待しない方がよいとした。

「そうでございます。ただ誤解があるようなのですけれども、引当金の設定が違法だという場合でございますね。特定の支出又は損失に備えるためでないのに引当金を設定したとか、あるいは引当金を設定したのにその目的が注記していないというのは違法でございますから、それは会計監査人の監査の範囲に当然入るのでございます。ただその目的が妥当かどうか、必要かどうかということについては、会社の業務全般から見なければならんことでございますので、そこまでは会計監査人には期待しないほうがよろしいのではあるまいかというふうに思っているわけでございます。」（同速記録 17 頁）

この味村幹事の説明を聞いて、黒沢委員は、引当金設定の必要と妥当性との異同を質した。

「その引当金の決定が必要かいなかという、その必要という概念は妥当かいなかというのと同じになるのですか。」（同速記録 17 頁）

これに対し味村幹事は、必要だと認めることが妥当なのだと答えるとともに、企業会計原則の引当金と商法の引当金についての解釈が一致するまでは、監査役に見

て貰う必要があると述べた。

「決定（設定？）が必要かいなかというのは会社の今後の運営というのを考えました場合にこういうものを設定することが必要かどうかということを見ようということでございまして、要するに必要だと認めることが妥当なのだとすることでなければ合わないわけでございますね。そういう意味で妥当だということもいえようかと思いますが。

この点は企業会計審議会のほうでは、企業会計原則の引当金、商法の引当金と必ずしも概念がただいまのところ一致しておりませんのでこれを合わせようではないかということで、その作業は今後始めるということになっております。差しあたりましては現在のところは解釈論としてはいろいろあるわけでございますが、必ずしも実務的にも一致していないわけでございますので、一致をするまではこういうことを監査役に見てもらおうということが必要ではなからうかと思っているわけでございます。」（同速記録 17～18 頁）

他方、黒沢委員は、租税特別措置法上の引当金など実際問題も絡んでいると指摘した上、この問題は将来引当金概念を明確にするということで解決が見られるかもしれないが、それには時間もかかるので、引当金の妥当性に関する監査役の意見は、貸借対照表及び損益計算書が状況を正しく表示しているか否かという中に含めてしまうということではできないかと質した。

「実際問題もからんでおるわけですね。特に税法上の租税特別措置法でいろいろな引当金ないしは準備金の設定を認めておる。いま便宜的な妥協的な措置がいくつかありまして、租税特別措置法上の準備金ないしは引当金というものを商法二八七条の二の引当金と見なすという措置もあるし、しかしそのうちあるものは見なされないというものもあるし、引当金の必要性の判断というのは監査役も非常に困る問題ではないかと思うのですが、いま味村幹事のおっしゃったように将来引当金概念を明確にするということで、時間の問題、あるいは相当時間を要するかもしれませんが、解決が見られるかもしれないのですけれども、引当金の妥当性に関する監査役の意見というものは、その前段の貸借対照表及び損益計算書が、その状況を正

しく示しているということばであらわされておりますけれども、その中に含めてしまうということとはできないでしょうか。」(同速記録 18 頁)

これに対し、鈴木小委員長は、試案は、税法上認められている引当金を引当金として立てることが認められるか否かというのは適法であるか否かという一般問題であるが、一般に適法と考えられている一〇周年記念引当金が会社にとって必要であるか否かという問題なのだと考えているのではないかと付度した。

「だからこういう考え方じゃないんですか。私も間違っているかどうか知りませんが、いま黒沢委員のおっしゃったように、税法上認められているような引当金を引当金として立てることが認められるか認められないかというのは一般問題であるわけで、それは認められるという考え方、認められるか認められないかによって適法であるか適法でないかという問題が一般にかかる。しかしここでいっているのは、たとえば十周年記念のためにやるのだということは一般には適法であると考えられているとして、しかしそれは当該の会社にとってそれが必要であるかどうかという問題なのだと。だから一般論として適法の引当金になるのかならないのかという問題は前のほうにかかるので、うしろのほうにあるのは、そういうものではその会社にとってそんなものが要るのか要らないのかという問題なのだというふうに考えているんじゃないですか。」(同速記録 18～19 頁)

試案作成者の味村幹事も、そういうことであるとした。

「そういうことですね。」(同速記録 19 頁)

そこで鈴木小委員長は、そうだとすると、先の黒沢委員のいう意味では、必要性も適法性の方に含まれていると確認した。

「そうだとすれば、だから黒沢委員のおっしゃる意味では前のほうに含まれているんですね。」(同速記録 19 頁)

これに対し、黒沢委員も、含まれているという解釈だとした。

「含まれてるという解釈です。」（同速記録 19 頁）

これを聞いて、鈴木小委員長は、引当金設定の必要・妥当性については公認会計士としてはやらなくていいという意味と考えておいてもおかしくないし、他方適法性の点は商法と企業会計原則との調整問題を考えていく時に決定して貰うというふうに理解してもらっていいとした。

「だけど、こちらのほうはそのほかにその会社にとって必要なかどうかということをお客にお考え下さい。それは公認会計士としてはやらなくてもいいことなんですという意味と考えれば置いといてもおかしくないのかもしれないだね。そして第一のほうの適法であるか適法でないかという問題としては商法と企業会計原則との間の調整といいますか、問題を考えていくときに決定していただきましょうということだというふうに御理解していただいているのではないかということですよ。」（同速記録 19 頁）

3 問題の留保

しかし、鈴木小委員長は、引当金の問題がはっきりしないと、これをどう取り扱っていいのかわからないので、その取扱いについてはもうちょっと留保したいと提言した。

「いずれにいたしましても引当金の問題がはっきりきまらないと、もう少し何とか詰めていかないと、これをどう取り扱っていいのかというふうなことについてははっきりいたしませんので、これはもうちょっと留保しておいていただくというわけにはいかないかということですね。」（同速記録 19 頁）

これに対し、原委員は、この問題について企業会計審議会の草案とか答申のようなものがあるのかと質した上、引当金についてはいろいろな問題が起こることを指摘し、早期の解決を希望する姿勢を示した。

「この問題は企業会計審議会の草案とかあるいは答申とかいうものはございませんでしょね。」(同速記録 20 頁)

「いまの経営者は自由な考え方で引当金を考えてますからね。そこに範囲が非常に広がりますね。法律でできるものだけははっきりしますけれども、その他のものについては、その会社独特にある特別な場合にその引当金を置いておかなければならんというのがありますけれども、これが今度は利益積立金のようになって、利益準備金のような形に税の関係で逃げてしまうということも起こるし、株主総会では配当してもいいじゃないかという考え方も起こるし、いろいろ問題が起こるのですから。」(同速記録 20 頁)

これを聞いて鈴木小委員長は、企業会計審議会にも至急にと依頼していることを明らかにした。

「これから至急にやってもらいたいということを頼んでいるわけです。できるだけ両方が、向こうでいいといっているものを商法がいかにというふうな形に・・・。」(同速記録 20 頁)

(二) 利益処分案

次いで鈴木小委員長は、営業報告書だけでなく利益処分案も監査役監査の対象としても良いのではないかと問題提起した。

「もう一つの問題は、営業報告書については企業会計審議会でも、公認会計士ではなくて監査役へもってってもらいたいということだし、私もそれでいいのだろうというふうな感じがしておるのですが、その次の問題が利益処分案というものが公認会計士の職務の範囲内に依然として置かれている。つまり少なくともそれが法令、定款に適合しているかどうかということだけは公認会計士が見るのだということになっているようですが、これは監査役のやることであって、公認会計士から抜けていいのではないかという感じを持っているのですが、これも黒沢委員とあそこにもいったことがあるんだな。」(同速記録 20)

（三） 財産目録という表現の帰趨

これに対し、黒沢委員は、利益処分案の問題に入るに先立って、まず鈴木小委員長の提起した問題の外に財産目録に記載すべきだという表現は消えるのかという問題を質した。

「いま鈴木小委員長のおっしゃった問題のほかに財産目録というものが出てくるのは、最終的にはこれが消えるようにも、きょう御審議なさらなかったけれども、第十三が入ってくれば財産目録に記載すべきという表現は消えることになるんですね。」（同速記録 20 頁）

これに対し、鈴木小委員長は、「及び財産目録」、「又は財産目録」というのが消えるということだとした。

「ですから三の第一行の『及び財産目録』というのが消えて、また三行目の『同条の帳簿又は財産目録』という『又は財産目録』というのが消えるということになるんじゃない。」（同速記録 21 頁）

そして立案者の味村幹事は、会計帳簿に財産目録の記載事項を記載しない会社は財産目録を作成しなければならないが、財産目録を作成する以上それが正確であるか否かが監査報告書の記載事項となるので、第十三を決めた上で書き直す場合もあると述べた。

「これは第十三がどうきまるかにもよるのでございますけれども、この第十三の書き方は財産目録記載事項を商法三二条の俗に日記帳といわれている会計帳簿に書けば財産目録はつくらなくてもよろしいということでございますので、会計帳簿にそれを書きません会社では財産目録が残るわけです。小さな会社ではそういうこともあるのではないかということをおっしゃられる方もございますので、そういう形にしておりますので、第十三の形のままでございまして、財産目録をつくる会社とつからない会社と、大多数はつからないことになるとは思いますが、つくるところでは財産目録は正確であるかどうかということが監査報告書の記載事項になろうかと思

います。つくらないところでは、会計帳簿が正確かどうかということできまってくるわけでございます。ですから、ここのところは第十三をおきめいただいた上でもう一回振り返って書き直すという場合もあろうかと思えます。」(同速記録 21 頁)

(四) 再び利益処分案

これらの説明を聞いて鈴木小委員長は、話しを利益処分の問題に引き戻した上、黒沢委員に公認会計士が利益処分の適法性を調べるにしても、それは処分前の利益の動きを調べるだけのものではないかと質した。

「黒沢委員、公認会計士は利益処分というようなものが適法であったかどうかということは調べるとしても、それはその期の前期のものを調べるのではなくてつまり期末のものから振り返って基礎に立って処分前の利益からずっと動いてきたというやつをそのときに調べるわけでしょう。」(同速記録 21 頁)

これに対し黒沢委員は、実際にはそうなっている、公認会計士のほうは利益処分案に当たるものを剰余金計算書という名称にしたがって監査対象にしているし、額の変化があるときは公認会計士の監査結果の記載は利益処分案に影響するし、また損益計算書だけでなくそれとの比較として利益処分案も見なければならぬなど、公認会計士監査の対象にすべきであるとの意見を繰り返した。

「実際にはそうっておるわけですね。公認会計士のほうは利益処分案にあたるものを剰余金処分計算書という財務諸表規則の名称に従って監査対象にしているわけなんです。」(同速記録 21 頁)

「多少問題はあるのですが、公認会計士の監査報告書では、それに関連する表現としては、会社の計算では利益金が五千万円になっているけれども、実際は三千万円である。正確に表示すれば三千万円になるというような表現をとるんですね。引当金が多過ぎるとか少な過ぎるとか、あるいは損益計算のやり方がいいか悪いかによって、会社の表示利益が正しくない。正しくないという場合には正確な計算をするといくらくらくになるということですね。ただし重大な変化があるときだけなんです。ほんのわずかな差については何にも触れないのですけれども、巨額

な変化があるときにはその影響という意味で実際は五千万円ではなくて三千万円であるというような表現をとるんです。それは利益処分案に影響することが多いわけなんですけれどもね。」（同速記録 22 頁）

「多少問題になることは損益計算書の中でも特別損益に記載される項目と、利益処分案に記載される項目とははっきり区別されているわけですね。

ところが、名称のいかに問わないで考えると、つまり特別利益又は特別損失に計上すべきものが利益処分案に出ておったり、あるいは利益処分案に出るべきものが特別損失に出たりという可能性があるわけですね。それは一方の損益計算書で判断がつかのですが、比較の対象として利益処分案も見なければならぬ。」（同速記録 23 頁）

「従来やれたのはそのあとでしたからね。総会後でしたから。」（同速記録 23）

しかし、鈴木小委員長は、これらの黒沢委員委の説明に納得せず、剰余金処分計算書というのは前期の利益の変動の経緯を見るものであり、これからやろうという処分案について公認会計士が言う必要があるのかと疑義を示し、利益の配当のやり方が違法であるということは監査役に任せたってよくはないかと反論した。

「しかし剰余金処分計算書というのは、その前の期の期末利益というものがどう移り変わってきたかということを見るわけなので、それは見たってかまわないけれども、これからやろうという処分案というものについて、公認会計士がいう必要があるのかどうかという感じなんだな。私は。」（同速記録 21～22 頁）

「それはただ利益自身が違ってきているわけで、ここでいえば 2 のところの違反の内容といますか、それが影響と書いてもいいと思うのですけれども、そこでなってくるわけで、もっといえば出てきた利益は正しいんです。しかしその利益の配当のやり方が違法であるということは、公認会計士としてはタッチなさらなくていいんじゃないか。そのくらい監査役にまかせたってよくないかという感じがする。言いかえればだれでもわかるんだな。その利益自身が狂っているということがわかれば、あとは違法な議案になるということは当然にわかるわけですからね。何も公認会計士についての専門家の専門的知識を待たなくていいじゃないか。」（同速記録 22 頁）

「だからごらんになるとすればちっともかまわないですよ。ごらんになって、それを比べてみてそれを得ようというのならちっともかまわないのですけれども、ことに利益準備金の積立てが足りないとかあるいは資本準備金にすべきものが上がっていないとか何とかということがかりにありとしても、あるいは利息の配当などについて公認会計士がとやかく考える必要はないんじゃないのかという気がするんだがな。

つまり前期の損益処分案というものについての意見というものは、いままでも公認会計士はやってなかったわけですからね。総会にかかる前には。」(同速記録 23 頁)

原委員も鈴木小委員長のこの意見に賛同した。

「私たちはそれは同感ですね。」(同速記録 23 頁)

そして鈴木小委員長は、引当金と営業報告書と利益処分というものを大きな一、二、三にし、純然たる業務の問題を四にして(一)(二)とやったらどうかと試案の表記につき意見を述べた。

「だからそれと同じところでいいんじゃないかという感じがするんですよ。これも問題点として残しておいていただければけっこうなんですがね。何か私の感じは試案の修正案というものがこういう形で、二とまた中は(一)(二)(三)というふうに小さくわけているのなら、引当金と営業報告書と利益処分というふうなものも大きな一、二、三、にして、それから純然たる業務の問題を四にして(一)、(二)とやったらどうか。そのような分け方をした一、二というものだけが会計監査人にいくのだというふうにすればはっきりしていいじゃないか。何だかわけのわからない形になっているような気もするのだけれども。つまり前のほうだけは、一、二にして、あとのほうはどうするつもりなのか、まだ依然として6、7とか何とかいうものを置くつもりなのか。漢字にしてしまうのか、そこらへんのところがよくわからないのだけれどもね。」(同速記録 23～24 頁)

これに対し、味村幹事はもう一寸考えさせて貰いたいとした。

「差しあたってこの程度でございまして、それをどんなふうに関合せて並べかえるかということはもうちょっと考えさせていたきたいと思いますが。」（同速記録 24 頁）

（続）

（明治大学名誉教授）